

人事・労務情報

2011年 5月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

余分な残業手当を支払っていないですか？

労働基準法では、仕事の「質」ではなく「時間」に給与を支払います。つまり、長く働けばそれだけ残業手当が多くなります。そのため、残業時間を削減することも課題となります。今回は、「残業」の背景と、余分な残業手当を支払っていないかの見直しについて、お知らせします。

1. 労働基準法の前身は明治 44 年に成立した「工場法」



「工場法」は、常時 15 人以上の職工を使用する工場 ・ 事業の性質が危険な工場 ・ 衛生上有害のおそれのある工場、が対象でした。それを引き継ぐ労基法は、賃金は「仕事の質」ではなく、労働時間に対して支払われることになります。

2. 「時間外手当」を支払わない制度は無いのか？

労働基準法も時代に合わせようと、労働時間について「フレックスタイム」「変形労働時間制」「裁量労働制」等々の制度を導入しました。しかし、いずれも、工夫次第では時間外手当を削減できますが、「残業手当を支払わなくても良い。」制度ではありません。

⇒これらも組み合わせて、ある程度の「工夫」はできますので、いつでもご相談下さい。

3. 「ホワイトカラーエグゼンプション制度」では残業手当は不要？

2007 年に検討され、導入されなかったこの制度では一定年収以上（厚生労働省は 900 万円、経団連は 400 万円と提唱）の労働者には残業手当は不要とされていました。しかし、民主党政権になった事からも、将来の導入は可能性が低いと思われます。

4. 余分な残業手当を支払っていませんか？

残業手当を 0 円にはできませんが、適切な範囲での削減は可能です。また、残業手当を余計に支払っている以下の様なケースもあります。見直しをされるのはいかがでしょうか？

- ① 遅刻した場合は、入社した時点から 8 時間を超えた分を残業扱いとする。

（18:00 などの終業時刻から残業扱いにしない、という事です。）

⇒遅刻に対する「痛み」が無い、という声もあります。対応策はご相談ください。

- ② 会社の労働時間が 7.5 時間の場合、8 時間を超えてから残業カウントする。

- ③ 土日が休みの場合、土曜日か日曜日のいずれか 1 日だけに出社した場合は、休日出勤扱い（35%増し）ではなく、残業扱い（25%増し）とする。

残業問題は、大きな課題ですので、今後も引き続きお知らせ致します。

以上